

第 1 1 章 税金の軽減

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または障害者控除対象者認定書などが交付されますと、次のとおり所得控除などが受けられます。(障害者控除対象者認定書については、障害の程度によって控除の区分が変わります。)

※ 障害者控除対象者認定書の発行は、長寿支援課が担当となります。

所得税

身 知 精

納税者自身、同一生計配偶者または扶養親族が所得税法上の障害者に当てはまる場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。なお、扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族を有する場合においても適用されます。

控除の種類・区分		控除金額
特別障害者控除	身障手帳1・2級、療育手帳㊤・A、 精神障害者保健福祉手帳1級	所得控除40万円
普通障害者控除	身障手帳3～6級、療育手帳B・C、 精神障害者保健福祉手帳2・3級	所得控除27万円
同居特別障害者控除	同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者に該当し、かつ納税者または納税者の配偶者もしくは納税者と生計を一にする親族のいずれかとの同居を常としているかた	所得控除75万円

手帳を持参し、所管の税務署で確定申告をするか、勤務先で年末調整を行ってください。

【窓口】 税務署

市・県民税

身 知 精

【担当窓口 市民税課】

控除の種類・区分		控除金額
特別障害者控除	身障手帳１・２級、療育手帳㊦・Ａ、 精神障害者保健福祉手帳１級	所得控除３０万円
普通障害者控除	身障手帳３～６級、療育手帳Ｂ・Ｃ、 精神障害者保健福祉手帳２・３級	所得控除２６万円
同居特別障害者控除	同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者に該当し、かつ納税者または納税者の配偶者もしくは納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常としているかた	所得控除５３万円

手帳を持参し、申告をするか、または勤務先で年末調整を行ってください。

個人事業税

身

区 分	控 除 金 額
両眼の視力(屈折異常のある者については、矯正視力)が０．０６以下の視覚障害者があんま、マッサージ、指圧、はり、灸、柔道整復、その他医業に類する事業を個人で営む場合	非課税

【窓口】 県税事務所

相続税

身 知 精

相続人が障害者であるときは、８５歳に達するまでの年数に１０万円（特別障害者のときは２０万円）を乗じた金額が相続税額から差し引かれます。

控除の種類・区分		控 除 金 額
特別障害者控除	身障手帳１・２級、療育手帳㊦・Ａ、 精神障害者保健福祉手帳１級	税額控除額 (８５歳－現在年齢) × ２０万円
普通障害者控除	身障手帳３～６級、療育手帳Ｂ・Ｃ、 精神障害者保健福祉手帳２・３級	税額控除額 (８５歳－現在年齢) × １０万円

【窓口】 税務署

贈与税

身 知 精

控除の種類・区分	控 除 金 額
特別障害者	信託受益権の価額のうち 6, 0 0 0万円まで非課税
特別障害者以外のかたで精神に障害があるかた	信託受益権の価額のうち 3, 0 0 0万円まで非課税

※詳しくは担当窓口へお問合せください。

【窓口】 税務署

利子所得の非課税

身 知 精

金融機関の営業所等を経由して税務署長に非課税貯蓄申告書等を提出し、一定の預貯金の利子等にかかる所得税、県民税利子割が非課税になります。

区 分	控 除 金 額
障害者等の少額預金の利子所得などの非課税制度（通称、障害者などのマル優）	預貯金等元本の合計額が350万円までの利子が非課税
障害者などの少額公債の利子の非課税制度（通称、障害者などの特別マル優）	国債および地方債の額面の合計額が350万円までの利子が非課税

【窓口】 各金融機関

自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税（種別

割・環境性能割）の減免

身 知 精

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳をお持ちで、かつ障害の程度が一定以上のかたのためにもっぱら使用される自動車については、自動車税などの減免が受けられます。

【減免を受けることができる自動車】

- （１）減免を受けることができる自動車の要件（すべてを満たす自動車に限ります。）
 1. 埼玉県内に住民登録のある障害者のために使用すること
 2. 埼玉県内のナンバー（川口、大宮、越谷、熊谷、所沢、春日部、川越、埼）であること
※軽自動車の場合は川口市から税金がかかっている川口または大宮ナンバー
 3. 納税義務者および自動車検査証上の使用者が個人であること
 4. 自家用であること

(2) 障害者と納税義務者などの関係

所有者（納税義務者）	運転者
障害者本人	障害者本人または障害者と同一生計のかた
障害者と同一生計のかた	
障害者のみで構成される世帯の障害者	障害者を常時介護するかた

(3) 自動車の使用目的…障害者の通院、通学、通所、生業のために使用

【減免の対象となる障害の区分および等級】 障害等級は部分級での認定になります。

障害区分			障害程度	
身体障害者手帳	視覚		1 級から 3 級、 ※ 4 級は他に要件がありますので、次項各担当窓口にお問い合わせください。	
	聴覚		2 級、 3 級	
	平衡機能		3 級	
	音声機能及び言語機能		3 級（こう頭が摘出された場合に限る）	
	上肢		1 級、 2 級	
	下肢		1 級から 6 級	
	体幹		1 級から 3 級、 5 級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	1 級、 2 級	
		移動	1 級から 6 級	
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこうまたは直腸		1 級、 3 級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓		1 級から 3 級		
戦傷病者手帳			身体障害者手帳の減免の範囲に準じます	
療育手帳			㊤（最重度）、A（重度）	
精神障害者保健福祉手帳			1 級かつ自立支援医療（精神通院）を受けているかた	

【手続きに必要な書類の例】

- (1) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の原本
(精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかたは、自立支援医療受給者証もご持参ください。)
- (2) 運転者の運転免許証（表裏両面のコピー可）
- (3) 自動車検査証（コピー可）※電子車検証の場合は自動車検査証記録事項も併せて提出
- (4) 納税通知書
- (5) 同一生計であることが確認できる書類（健康保険証・源泉徴収票や戸籍謄本など、コピー可）
- (6) 障害者の世帯全員の住民票の写し（3カ月以内に発行されたもの）
- (7) 常時介護者の誓約書

※ 上記すべてが必要になるわけではなく、障害者と納税義務者等の関係により必要な書類が異なります。詳しくは各担当窓口へお問い合わせください。

【申請場所・申請期限】

税目	申請場所	申請期限
自動車税 (種別割)	県税事務所または自動車税事務所	納税通知書に記載された納期限まで
自動車税・軽自動車税 (環境性能割)	自動車税事務所	登録から30日以内
軽自動車税 (種別割)	川口市役所市民税課	納税通知書発行後(5月初旬)から納期限まで

※ 自動車税・軽自動車税(環境性能割)と軽自動車税(種別割)は、申請期限を過ぎますと減免は受けられません。

※ 自動車税(種別割)は、申請期限後に減免申請をした場合、申請月の翌月分から月割りとなります。

【注意事項】

- ・ 種別割の減免を受けられる車両は障害者1人につき1台です。したがって、自動車税(種別割)の減免を受けた場合は、軽自動車税(種別割)の減免を受けることはできません。
- ・ 自動車検査証に事業用と記載されている車両は、自動車税(種別割・環境性能割)、軽自動車税(種別割・環境性能割)の減免を受けることはできません。

【窓口】

- ・ 自動車税(種別割) … **川口県税事務所**
〒332-0035 川口市西青木2-13-1 川口地方庁舎1階
(電話) 048-252-3571 (FAX) 048-250-1256
- ・ 自動車税・軽自動車税(環境性能割) … **埼玉県自動車税事務所 課税第二担当**
〒330-0843 さいたま市大宮区下町3-8-3
(電話) 048-658-0227 (FAX) 048-643-0295
- ・ 軽自動車税(種別割) … **川口市役所市民税課**